

令和7年 第2回

仁 木 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

開 会 令和7年5月29日（木）

閉 会 令和7年5月29日（木）

仁 木 町 議 会

令和 7 年第 2 回仁木町議会臨時会議事日程

◆日 時 令和 7 年 5 月 2 9 日（木曜日）午前 1 0 時 3 0 分 開会
◆場 所 仁木町役場 3 階議場

◆議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員会委員長報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分事項の承認について
令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 2 号）
- 日程第 7 承認第 2 号 専決処分事項の承認について
令和 6 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第 1 号）
- 日程第 8 承認第 3 号 専決処分事項の承認について
令和 6 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）
- 日程第 9 承認第 4 号 専決処分事項の承認について
仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第 1 号）
- 日程第10 承認第 5 号 専決処分事項の承認について
令和 7 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 1 号）
- 日程第11 議案第 1 号 令和 7 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第12 議案第 2 号 令和 7 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第13 議案第 3 号 令和 7 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第14 議案第 4 号 令和 7 年度町道仁小中線改良工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第 5 号 令和 7 年度普通河川マカナイ川護岸工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第 6 号 令和 7 年度仁木町小中学校冷房設備設置工事請負契約の締結について

令和7年第2回仁木町議会臨時会会議録

開 会 令和 7年 5月29日（木） 午前10時30分
 閉 会 令和 7年 5月29日（木） 午後 2時08分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（8名）

2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生 4 番 佐 藤 秀 教
 5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫 7 番 上 村 智恵子
 8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（1名）

1 番 前 田 春 奈

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	福 祉 課 参 事	浜 野 公 子
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 長	浜 野 崇
教 育 長	岩 井 秋 男	産 業 課 参 事	桂 下 友 芳
総 務 課 長	鹿 内 力 三	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 参 事	濱 田 敬 司	教 育 次 長	和 田 秀 文
財 政 課 長	新 見 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長	（浜 野 崇）
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	（鹿 内 力 三）
企 画 課 長	奈 良 充 雄	代 表 監 査 委 員	原 田 修
住 民 環 境 課 長	本 多 弘 一	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
福 祉 課 長	菊 地 健 文		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫 総 務 議 事 係 主 査 松 岡 亜 希
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前10時30分

○議長（横関一雄）皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、8名です。前田議員より欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達していますので、只今から令和7年第2回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、4番・佐藤議員及び5番・野崎議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員会委員長（木村章生）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、本日、5月29日木曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について、申し上げます。本臨時会には、議案11件が付議されております。

次に議事進行について申し上げます。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6から第8の専決処分・補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第9の専決処分・条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第10の専決処分・補正予算については、即決審議でお願いいたします。日程第11から第13の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第14から第16の請負契約については、いずれも即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日5月29日木曜日、会期は開会が5月29日、閉会が5月29日の1日限りといたします。

次に、その他の事項についてでございますが、当面する行事予定は、お手元に配付のとおりです。以上、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日5月29日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日5月29日の1日限りとすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配付しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和7年第2回仁木町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和7年第2回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ、議員各位におかれましては、公私共にご多用の中、ご参集を賜り深く感謝申し上げます。また、委員各位におかれましても、万障繰り合わせの上ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、去る4月27日執行の仁木町長選挙におきまして、多くの町民の皆さまのご支持をいただき、当選の栄に浴し、再び町政の舵取り役を担わせていただくこととなりました。その職責の重大さを肝に銘じ、皆様の大きな期待と信頼に応えられるよう、改めて初心に帰り、町民の皆さまとまちづくりの様々な問題意識を共有し、新たな試みにも積極的に取り組み、全力で町政の推進に努めてまいります。議会議員の皆さま及び町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

4期目の町政を担うにあたりまして、私の所信と施策の基本的な考え方を述べさせていただきます。これまで3期12年間、議会・町民の皆さまをはじめ仁木町を応援していただいている多くの企業との協働により、様々な取組にチャレンジし、多くの成果を生み出しながら、着実に前進させることができました。実際、就任当初、仁木町は消滅可能性自治体のリストに名を連ねておりましたが、10年の時を経て脱却することが叶いました。これまでつくり上げてきた施策の効果を更に向上させることができるよう、必要な見直しを繰り返しながら深化・拡充し、4期目においては、「仁木愛（にぎあい）あふれる地域づくり（住環境や街並みを整備し、仁木町の特色を活かした環境整備）」、「持続可能な地域・観光づくり（暮らしの充実と魅力的な観光地域の形成）」、「力強い産業づくり（次代を見据えた産業構造の強化）」の3つを基本政策として、新たな種をまき、これからの4年間でしっかりと芽を出させて花を咲かせるためのまちづくりを推進してまいります。

本格的な人口減少、少子高齢化社会を迎えている中、本町においては、4月末の総人口は3160人と前の

年より5人の増加となりましたが、外国人を除いた日本人の人口は前年より57人減少しております。外国人は218人で昨年より62人の増加となり、実に町民の7%が外国人となるなど本町のグローバル化が急速に進んでおり、地域の産業や福祉の担い手としての外国人人材の役割は、極めて重要なものとなっていることを認識するところであります。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）によれば、本町の人口は、令和22（2040）年には2333人、令和32（2050）年には1987人となることが推計されているほか、75歳以上の後期高齢者人口も増加し、令和2（2020）年の673人が、令和12（2030）年には749人に増加し、総人口に対する割合も21.2%から31.9%に増加していくことが推計されております。このことを踏まえ、保健師の配置数を道内最高水準に引き上げ、包括支援センターの業務を高度な知識や経験を有する医療法人へのアウトソーシング、さらには、仁木町社会福祉協議会の機能や体制を整備するなど、超高齢化社会に的確に対応できる体制を順次整備したところであります。

本年3月23日には、後志自動車道仁木インターチェンジの開通により、後志地域と札幌市・新千歳とのネットワーク機能が強化され、物流、観光振興、救急搬送の安定性・速達性の向上が図られました。特色あるワイナリーをはじめ、多くの観光果樹園・直売所が集積する本町は、札幌近郊の観光スポットとして注目されており、多くの観光客が訪れております。

また、昭和58年に開設し、ファミリーゲレンデとして親しまれている仁木町民スキー場は、本年12月のリニューアルオープンを目指し、現在、リフトやナイター照明の更新に向けた工事を進めているところでありますが、これを受け、スキー場の指定管理者であるコンサドーレ・まちのミライコンソーシアムではプロモーションの強化や、アクティビティの充実を図り、町民はもとよりインバウンドを含めた様々お客様が訪れる身近で楽しいコンパクトなスキーリゾートとして認知されるよう準備を進めております。

農業においては、国内最大の「夏秋作型」のミニトマト産地として、J A新おたる取扱分だけでも年間約2200トンのミニトマトが首都圏・関西圏をはじめ全国の消費地に出荷されるブランド産地として揺るぎない地位を確立し、過去最高の売上高を更新しております。「L a・L a・s h i n e（ラ・ラ・シャイン）」のブランドが定着し、生産量を伸ばしている「シャインマスカット」や、新規戦略作物として多くの生産者が作付けを開始した「ヘーゼルナッツ」をはじめ、町の支援を活用し、生産者が主体となった意欲的な取組が行われております。その結果、生産者1人当たりの農業産出額は、この12年間で1.7倍に増加するなど、農家経済の向上はもとより、地域経済の発展にも貢献しております。ワイン産業においても各事業者の努力のもと、この間に一つも欠けることなくワイナリーやヴィニヤードの集積が進んでおり、クオリティの高さが評価され、首都圏のハイエンドなホテルやレストランでも採用されるなど、特色ある新たなワイン産地として着実に成長・発展を続けております。さらには、ワイナリーやヴィニヤードが醸し出す美しい景観や優れた気候風土（テロワール）を活用し、各ワイン事業者が連携した新たなイベントが開催されるなど、ワインツーリズムも着実に定着しております。

ふるさと納税におきましても、こういった魅力的な返礼品や、掲載サイトの拡大などにより、令和3年度からは、ほぼ4億円を上回る納税額で推移しているほか、近年は仁木町の取組を応援してくださる企業・団体からの納税も増加していることから、学校給食の無償化、住宅建設への補助、ニキバスの運行などをはじめ多くの独自事業に活用し、町民福祉の向上に貢献しております。

昨年度、温暖化により気温や湿度の上昇などが原因で、本町の主要農産物であるブドウに「遅腐病」が大発生し、甚大な被害をもたらしました。このように気象変動が進むことにより、私たちの暮らしに支障

を与えている状況を目の当たりにし、改めて、脱炭素（カーボンニュートラル）に向けた取組を進めることの意義と重要性を認識したところであります。我が国では、国と地方の協働・共創による地域における2050年脱炭素社会の実現に向けた取組が進められており、本町においても国の様々な支援を活用し果樹剪定枝を活用したバイオ炭や縦型太陽光発電の実証試験等、仁木町の資源や環境にマッチした脱炭素化に向けた先進的な取組を実施し、多くの知見を得ることができました。このことから、本町におきましても2050年にCO₂（二酸化炭素）を実質ゼロにすることとし、既に全国の自治体の63%が宣言している2050年ゼロカーボンシティ宣言を表明することとしております。

4期目の立起にあたり、私は「地域の魅力を高め、ニキノチカラを発揮する」ことを目指すと全ての町民の皆さまにお約束いたしました。この「ニキノチカラ」の意味するところですが、産業・福祉・教育など「仁木の力」を「仁木の地」から発信していくことへの思いを込めて表現したものであります。令和3年度からスタートしている「第6期仁木町総合計画」、さらには、令和7年度が初年度となる「第3期仁木町創生総合戦略」と連動した3つの種を播種し、重点的に施策を講じてまいります。

一点目は、「仁木愛（にぎあい）あふれる地域づくり（住環境や街並みを整備し、仁木町の特色を活かした環境整備）」であります。子育て支援機能が一体化した「ikor（イコロ）（仁木町すこやか子育て支援センター）」の設置や、学校給食や高校生世代までの医療費の無償化など、子育て支援の取組により町外からの移住者が増加していることや、新規就農者、外国人の増加なども相まって住居や宅地の不足が深刻となっております。このことから、町内での雇用や定住者向けのアパートの建設を支援する「定住促進共同住宅建設費補助事業」の拡充、空き家の利用や流通を促進するための「空き家対策事業」を新たに創設するほか、遊休町有地を活用した住宅用地の供給についての検討を開始いたします。さらには、高規格道路開通に伴う街並み及び景観の整備につきましても、高速道路開通後の観光モデル構築に向けたスマートフォンの位置情報を活用した人流動向の解析を行う「仁木インターチェンジ開通観光モデル構築事業」を実施するほか、町の景観デザインの指針・景観条例の制定についても検討を開始いたします。

銀山地区の新たなコミュニティ拠点づくりについても、令和7年3月に取りまとめたマスタープランに基づき整備を進めてまいります。令和6年度に町民からのアンケートを実施した「合葬墓」についても整備に向けた検討を開始いたします。また、町内の子どもたちがスポーツや芸術文化と親しめる機会の創出に向け、企業・団体、教育機関などと連携し、機会の創出に努めてまいります。その時々の方情の変化に機敏に対応できる住居の確保や仁木町の特色を活かした美しい街並みの整備に向け、広範な町民の皆さまはもとより、町内外の企業・団体の皆さまとも連携し取組を進めてまいります。

二点目は、「持続可能な地域・観光づくり（暮らしの充実と魅力的な観光地域の形成）」であります。高速道路の開通に伴う札幌市や新千歳空港からのアクセスの向上やワイナリーの集積などにより、観光拠点としての機能が高まる中、老朽・狭隘化している農村公園フルーツパークにきの施設の修繕に取り組むほか、民間提案制度を活用し、再生可能エネルギーの活用をはじめ、仁木町の特色を活かした魅力ある観光拠点として、エネルギー構造高度化転換理解促進事業を活用した上で再構築を進めます。本年12月のリニューアルオープンを予定している「仁木町民スキー場」については、多様な利用者の増加が見込まれることから、仮設の移動トイレの設置をはじめ、利用者のサービス・利便性及び安全性の向上に向け、仁木町民スキー場魅力向上事業を創設します。関連して、老朽化が進む「コンサドーレ仁木パーク、（ふれあい遊トピア公園）」についても、利用者の状況を調査し、段階的に整備を行います。

また、地域公共交通整備の加速化であります。従前のワインバスの実証実験での成果などを踏まえ、ニキバスの空白地域へのデマンド方式での運行を検討するほか、観光 M a a S の実証検討を行います。また、今後の急速な人口減少や外国人住民の増加が見込まれる中、持続可能な形で行政サービスを提供し、暮らしの充実を図る上で、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させることが必要となっていることから、スマートフォンから行政サービスの申請予約、ごみの収集 M a a S の実証実験を実施するほか、戸籍住民票等証明書類のコンビニ交付導入の検討を行うなど、町民の皆さまとその意義を共有しながらデジタル化を推進することとし、「住民向け L I N E ポータル導入事業」を創設します。

更新時期の検討が必要となっている一般廃棄物処分場については、減量化に取り組ながら、長寿命化に努めるとともに、円滑な更新を行うことができるよう、処分場の適地の選定などについて総合的な検討を開始します。

三点目は、「力強い産業づくり（次代を見据えた産業構造の強化）」の推進であります。

農業を仁木町の発展を牽引する基幹産業と位置付け、引き続き、新規就農者の育成確保対策、ワイン分野を含む農業の振興に努めてまいります。仁木町では本年 3 月に将来の農地利用の姿を明確化した未来設計図である地域計画を策定しました。地域計画では、現在の農地を全て利用することとしておりますが、農家戸数の減少が予想されるなか、認定農業者をはじめとする担い手への農地の集積が重要になっております。このことから、総務省の地域プロジェクトマネージャーの制度を活用し、本町の農業・農村の状況を把握、農業政策に精通した人材を農政の専門職員として産業課に配置し、農業者への支援や相談機能の充実を図ります。仁木町を代表する果樹であったリンゴは、労働力不足、価格の低迷、病害虫の発生、気象災害などの影響により急速に衰退し、現在では、国の統計において集計されない程の生産規模になっております。全国的に見ても生産者の高齢化によりリンゴの作付けは減少し、温暖化による作柄の悪化も相まって、生産量は年々減少しており、これに伴い価格の高騰が続いております。この状況の下、リンゴの主産地である青森県や長野県では、ヨーロッパで普及している高密度植矮化栽培を導入し、リンゴの生産拡大に取り組んでいることから、本町での高密度植矮化栽培の導入に向けた調査やモニタリングを実施するなど、リンゴ産地再構築に向けた総合的な取組を開始します。

また、カーボンニュートラルに向けた仁木町モデルの構築に向け、国の支援制度を活用し、引き続き、再生可能エネルギーの導入・資源活用検討を実施します。併せて、仁木町における再生可能エネルギー導入に向けた、町民の意識醸成に取り組んでまいります。

令和 5 年度に特定技能就労が農業分野に拡大されたことを受け、本町においては農業分野を中心に外国人人材が増加しております。人口減少が進む中で、外国人人材は、本町の農業生産に欠くことができない存在となっており、さらに、評価試験に合格し、特定技能 2 号となった場合は、在留期間の制限がなくなり、家族の帯同も可能となることから、地域産業や福祉の中核的人材となり地域を牽引する担い手となることが期待されております。しかし、外国人人材の増加に伴う様々な課題も想定されていることから、外国人との共生社会の実現に向け、各課が連携・協力した総合的な取組にも着手いたします。なお、その一環として 4 月 1 日から日本語が堪能なベトナム人の人材を地域おこし協力隊として委嘱して、住民環境課の窓口配置し、コンシェルジュとして活動しています。

そのほか、2030 年度末を目指していた北海道新幹線の札幌延伸については、工事の遅延により開業時期が延期されることになりました。これに伴い、J R 北海道から経営分離される函館線（函館・小樽間）につ

きましても、当面は存続していくこととなりますが、引き続き、持続可能な安定した交通の確保を第一に、今後も強い決意をもって対応してまいります。また、本格的な人口減少社会を迎えている中、議会、町民の皆さまはもとより、近隣自治体とも積極的に意見を交換しながら、未来に向けて持続可能な行政サービスや公共施設の在り方についても取り組んでまいります。

以上、私の政策公約に基づき、今後 4 年間で目指していく町政運営の一端を申し述べ、所信表明とさせていただきます。

さて、本題に戻りますが、本臨時会には、木村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、承認 5 件、議案 6 件、計 11 件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは引き続き、行政報告をさせていただきます。

はじめに、後志総合開発期成会総会及び要望活動について申し上げます。

後志総合開発期成会の令和 7 年度定期総会が 5 月 7 日、倶知安町のホテル第一会館で開催され、横関議長と私が出席してまいりました。総会に来賓として出席した瀧川後志総合振興局長や、村田道議会議員を始めとした道議会議員の皆さまから挨拶をいただいた後、令和 6 年度の事業報告の承認、歳入歳出決算の認定、さらに、令和 7 年度の事業計画、歳入歳出予算の審議を行い、後志地域の振興へ全力で取り組むことを全会一致で確認いたしました。その後、各部会に分かれ、後志管内における令和 8 年度予算に向けた提言・要望事項を協議・決定し、その内容は「豊かで活力ある農山村地域の形成」を始めとする 7 分野 65 項目 157 事業となっております。このうち、本町の直接要望事項は、水利施設等保全高度化事業（余市川第 2 地区）、農地整備事業（仁木地区）、一般国道 5 号仁木町市街地（歩道拡幅）、広域河川改修事業（余市川）、余市川・後志種川への排水機場設置、合併浄化槽設置整備、北海道横断自動車道の早期整備（黒松内～小樽間）の 7 事業であります。5 月 26 日に後志段階の行動として、小樽開発建設部及び後志総合振興局に対する要望活動を行い、5 月 30 日には北海道開発局及び北海道庁への要望活動、さらに 6 月 6 日には、中央省庁に対する要望に参加してまいります。

次に、第 3 期仁木町創生人口ビジョン・総合戦略の策定について申し上げます。

本年 3 月、これまでの地方創生の取組を深化させるほか、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で示された方向性を踏まえ、第 3 期仁木町創生人口ビジョン・総合戦略を策定いたしました。令和 4 年には人口移動数を示す社会増減がプラスに転じるなど、その効果が現れ、令和 6 年に公表された消滅可能性自治体から脱却いたしました。第 2 期人口ビジョンで示した将来推計よりも早い速度で人口減少、少子高齢化が進んでいる状況にあり、第 2 期総合戦略に掲げた取組の検証や新たな視点も踏まえ、中期的な施策の基本的方向と具体的な施策をまとめたものであります。人口ビジョンの内容は、仁木町の人口動態を分析し、将来の人口推計を行いながら、令和 27 年（2045 年）までの目標人口を 2517 人に設定し、総合戦略では、「稼ぐ産業と安定した雇用をつくる」、「魅力を発信し、人の流れをつくる」、「こどもを産み育てやすい環境をつくる」、「活力にあふれ、住み続けたいくなるまちをつくる」の 4 つを柱として前回の重点戦略を継承しつつ、中長期的には避けることのできない人口減少を抑え、デジタル技術の活用など新たな視点も加え検討し、総合戦略を策定したところであります。

地方創生は、都市部への過度な一極集中を是正し、地方に住み働きながら様々な情報やサービスを利用できるようにすることであることから、本町においても今回策定した施策事業を踏まえ、人口の減少を抑

制させ、地域振興・経済の活性化を目指してまいります。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

地域おこし協力隊員の活動につきましては、ワイン醸造やレストラン開業を目指す齊藤和世さん、本町でレストランを開業し町内産食材を活用した料理の提供を行う調理師の中野隆介さん、町内のスポーツ振興や地域スポーツ関連施設の維持管理補助を行う小林久志さん、地場産品を使用した地域食堂を開業し農業への従事を目指す菅原康晃さん、本町や本町産ワインの魅力を海外に向けて情報発信するほか、外国人住民と町民の交流活動を推進している松村孝明さん、子どもの学習意欲向上への取組と有害鳥獣駆除活動を行う深見俊介さん、SNS等で本町の魅力を広く発信するほか、仁木町観光協会事業にも協力している福重めぐみさん、川上あゆさん、及び地域計画の推進や農村コミュニティ活動の支援を行う服部聖さんが活動を継続しております。本年 4 月 1 日からは、ワイナリー兼レストランの開業を目指す齊藤一さん、外国人技能実習生など町内に在住している外国人の支援と文化交流による地域活性化を目指すダンヒェウチュンさんの 2 名を委嘱し、計 11 名の地域おこし協力隊員が活動してまいります。今後につきましても、地域の皆さまと一緒にまちづくりを進め、隊員自身が積極的な活動を行えるよう、町としてもサポートするほか、町の広報紙やホームページ等を通じて、隊員の活動を町民の皆さまに周知してまいります。

次に、余市川クリーンアップ作戦について申し上げます。第 31 回余市川クリーンアップ作戦が、5 月 17 日に好天の下で開催されました。当日は、午前 9 時から仁木町役場で開催式を行った後、参加者 73 名が各流域の担当箇所 7 か所に分かれて清掃活動に当たり、ゴミ 290 個を回収し、正午頃には全地区事故なく終了することができました。ボランティアとしてご参加くださいました新おたる農業協同組合、仁木町観光協会、仁木町商工会、余市川土地改良区、北海道信用金庫仁木支店、後志総合振興局保健環境部環境生活課、町内企業、各種団体、個人参加の皆さまに対し、心より御礼申し上げます。今後におきましても、余市川流域の環境保全活動に地域住民、行政及び関係団体が一体となって取り組み、自然環境保護意識の高揚に努めてまいります。また、クリーンアップ作戦の開始前には、仁木町役場福利厚生会の会員 44 名による役場庁舎周辺のゴミ清掃を実施し、美化運動にも取り組んでおりますことを報告いたします。

次に、町内イベントについて申し上げます。3 月 2 日に、町内のワイン事業者を始め、町などで構成する仁木町ワインツーリズム推進協議会の主催により、仁木町産ワインとワイン産地としての魅力を PR すること、冬期間の観光客誘致を目的とした「仮面葡萄会」が、昨年に引き続き開催されました。本イベントは、午前、午後の 2 部制で開催され、午前の部に 84 名、午後の部に 88 名、合計で 172 名のワイン愛好家が道内外から参加し、会場となった仁木町民センター・多目的文化ホール内には、町内 10 社のワイン生産者によるワインや、町内外の飲食店 6 社からフードメニューが提供されました。また、会場内では、バイオリンやピアノによる音楽演奏や、令和 6 年能登半島地震への義援金を募るチャリティオークションも行われ、入場券の代わりとなる煌びやかな装飾が施されたアイマスク、華やかな衣装や趣向を凝らした仮装に身を包んだワイン愛好家の皆さまに、町産ワインを存分に愉しんでいただくことができました。実行委員会が行ったアンケートでは、提供されたワインやフードメニュー、会場での催し物などについて好意的な意見が多く、次回以降、さらに充実した内容での開催を期待しています。

行政報告は以上であります。別途お手元には、入札結果一覧表（議案第 4 号～第 5 号関連）、入札結果一覧表（議案第 6 号関連）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第 6 承認第 1 号 専決処分事項の承認について

令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 2 号）

○議長（横関一雄）日程第 6、承認第 1 号『専決処分事項の承認について・令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 2 号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第 1 号、専決処分事項の承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第 3 項の規定により報告し議会の承認を求める。令和 7 年 5 月 29 日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 2 号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和 7 年 3 月 31 日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 2 号）。令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4202 万 2000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 7506 万 8000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。繰越明許費、第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表 繰越明許費による。地方債の補正、第 3 条、地方債の変更は、第 3 表 地方債補正による。令和 7 年 3 月 31 日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）承認第 1 号、令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 2 号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和 7 年 3 月 31 日に専決処分を行っております。

1 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1 款、町税から、2 ページ、22 款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額 4202 万 2000 円を追加し、補正後の合計を 51 億 7506 万 8000 円とするものでございます。

3 ページ、歳出でございます。1 款、議会費から、4 ページ、14 款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額 4202 万 2000 円を追加し、補正後の合計を 51 億 7506 万 8000 円とするものでございます。

5 ページ、第 2 表 繰越明許費でございます。6 ページにかけまして、全部で 8 事業でございます。全て令和 6 年度に支出が終わらない見込みであることから次年度に予算を繰り越すものでございます。2 款、

総務費、1 項。総務管理費、情報処理管理事務経費、総合行政システムは、自治体情報システムの標準化・共通化に係るシステム改修費で1942万6000円。2 款。総務費、3 項。戸籍住民登録費、戸籍総合システム事業も標準化・共通化に係るシステム改修費で1177万円。3 款。民生費、1 項。社会福祉費、低所得世帯支援給付金、低所得世帯支援は、臨時交付金を活用した対象世帯1世帯につき3万円を給付する事業で163万6000円。3 款。民生費、1 項。社会福祉費、後志広域連合経費、介護保険事務経費につきましては、標準化・共通化に係るシステム改修費で84万8000円をそれぞれ次年度に繰り越すものでございます。

6 ページをお開き願います。3 款。民生費、1 項。社会福祉費、障害福祉サービス費等支弁経費は、標準化・共通化に係るシステムの改修費で595万8000円。3 款。民生費、2 項。児童福祉費、低所得世帯支援給付金、子ども加算支援は、臨時交付金を活用した子どもに対する1万円の加算給付事業で44万7000円。4 款。衛生費、1 項。保健衛生費、国民健康保険システム事業は、標準化・共通化に係るシステム改修費で366万5000円。9 款。1 項。消防費、地域防災緊急整備事業につきましては、国の交付金を活用した防災備蓄品購入費で50万円をそれぞれ次年度に繰り越すものでございます。

7 ページ、第3表 地方債補正、変更でございます。農業競争力強化基盤整備事業は、事業費確定により2720万円に変更。橋りょう補修事業は、事業完了により610万円に変更、仁木町民スキー場リフト・ナイター照明改修事業は、事業費確定により2億120万円に変更するものでございます。

9 ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1 款。町税から22款。町債まで全ての科目を載せたものでございます。

10ページをお開き願います。歳出でございます。1 款。議会費から14款。予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、国道支出金は2020万6000円の減、地方債は860万円の減、その他は2561万5000円の減、一般財源は9644万3000円の増となっております。

11ページをお開き願います。歳入でございます。1 款。町税、1 項。町民税、1 目。個人につきましては、収入見込みにより116万1000円の減額、2 目。法人は、収入見込みにより978万8000円の追加。2 項。1 目。固定資産税は、収入見込みにより37万8000円の減額。3 項。軽自動車税、1 目。環境性能割につきましては、額確定により108万円の減額、2 目。種別割は、収入見込みにより3万9000円の減額。4 項。1 目。市町村たばこ税につきましては、額確定により275万2000円の追加でございます。

13ページをお開き願います。2 款。地方譲与税につきましては、いずれも額確定による増減で、1 項。1 目。地方揮発譲与税は23万円の追加。2 項。1 目。自動車重量譲与税は124万9000円の追加。3 項。1 目。森林環境譲与税は12万円の減額でございます。

14ページをお開き願います。3 款。1 項。1 目。利子割交付金につきましては、額確定により5万4000円の追加。

15ページ、4 款。1 項。1 目。配当割交付金は、額確定により69万2000円の追加でございます。

16ページをお開き願います。5 款。1 項。1 目。株式等譲渡所得割交付金につきましては、額確定により141万円の追加。

17ページ、6 款。1 項。1 目。法人事業税交付金も、額確定により95万8000円の追加でございます。

18ページをお開き願います。7 款。1 項。1 目。地方消費税交付金につきましては、額確定により467万円の追加。

19ページ、8 款。1 項。1 目。ゴルフ場利用税交付金も、額確定により19万9000円の追加でございます。

20ページをお開き願います。9款、1項、1目、環境性能割交付金につきましては、額確定により40万5000円の追加。

21ページ、11款、1項、1目、地方交付税は特別交付税の確定により4368万円の追加でございます。

22ページをお開き願います。13款、分担金及び負担金、1項、負担金につきましては、いずれも実績による減額で、1目、民生費負担金は93万円の減額、2目、衛生費負担金は9万1000円の減額、3目、教育費負担金は108万3000円の減額でございます。

23ページ、14款、使用料及び手数料、1項、使用料につきましても、いずれも実績による増減で、1目、総務使用料は40万7000円の追加、民生使用料は収入なしのため19万2000円を減額し廃目、3目、衛生使用料は6万3000円の減額、4目、土木使用料は99万6000円の追加。

24ページをお開き願います。5目、教育使用料は43万9000円の追加でございます。2項、手数料、1目、総務手数料は、実績により52万7000円の減額、25ページ、2目、衛生手数料も実績により122万9000円の減額、3目、農業手数料は、実績により4000円の追加でございます。

26ページをお開き願います。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金につきましては、障害福祉サービス費、保育給付費等の実績により2258万9000円の減額。2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金につきましては、先ほど繰越明許費で説明いたしました自治体情報システムの共通化・標準化のためのシステム改修に対するデジタル基盤改革支援補助金及び防災備蓄品の整備のための新しい地方経済生活環境創生交付金の交付決定の他、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の額確定などによりまして2297万7000円の追加でございます。27ページ、2目、民生費国庫補助金は445万9000円の減額、3目、衛生費国庫補助金は7万5000円の追加、4目、土木費国庫補助金も8万7000円の追加、5目、教育費国庫補助金は8万7000円の減額で、いずれも事業完了によるものでございます。3項、委託金、1目、総務費委託金につきましては実績により8000円の減額。

28ページをお開き願います。2目、民生費委託金は、年金事務費の実績により23万8000円の追加でございます。

29ページ、16款、道支出金、1項、道負担金、1目、民生費道負担金につきましては、実績により670万3000円の減額、2項、道補助金、1目、総務費道補助金は、地域づくり総合交付金事業の実績及び人材育成事業の交付先変更により105万円の減額。

30ページをお開き願います。2目、民生費道補助金は、地域生活支援事業費等補助金、子ども・子育て支援交付金など額の確定により821万1000円の減額、3目、衛生費道補助金は、額の確定により4万8000円の追加、31ページ、4目、農林水産業費道補助金は、事業完了による増減で160万1000円の減額。3項、道委託金、1目、総務費委託金は、衆議院議員選挙費の額確定などにより107万3000円の追加、2目、農林水産業費委託金は実績により1万6000円の追加、3目、土木費委託金は事業完了により1万2000円の減額でございます。

32ページをお開き願います。17款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入につきましては、収入実績により48万7000円の減額、2目、利子及び配当金は、実績により3万3000円の追加。2項、財産売払収入、物品売払収入は、収入実績なしにより5000円を減額し廃目としております。

33ページ、18款、1項、寄附金につきましては、一般寄附、ふるさと納税寄附3323万円の追加でございます。

34ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金、財政調整基金繰入金につきましては、繰入れなしにより廃目、2目、ふるさと振興基金繰入金は、収入見込みにより1326万円の減額、3目、森林環境譲与税基金繰入金及び4目、公共施設等整備基金繰入金は額確定によりそれぞれ87万3000円、50万円の減額でございます。

35ページ、21款、諸収入、1項、延滞金加算金及び過料、1目、延滞金につきましては、実績により11万7000円の減額、加算金と過料は収入なしにより廃目、町預金利子についても、一時運用利子なしのため1000円を減額し廃項でございます。3項、1目、貸付金元利収入は、実績により4万円の減額。4項、受託事業収入、2目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、実績により67万6000円の追加でございます。

36ページをお開き願います。3目、地域支援事業受託収入は、実績により97万6000円の減額。5項、雑入、滞納処分費、弁償金、並びに違約金及び延納利息は、収入なしによりそれぞれ1000円を減額し廃目、4目、雑入につきましては、37ページ上段、北海道市町村振興協会助成金は、子ども交流事業に係る助成金の追加の他、38ページまで全て額の確定により798万円の減額でございます。39ページ、6目、介護保険収入は実績により9万4000円の追加。

40ページをお開き願います。22款、町債につきましては、地方債補正で説明した分でございます。

続きまして、41ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、1目、議会費につきましては全て執行残で133万9000円の減額でございます。

44ページをお開き願います。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、1324万7000円の追加で、48ページ中段、プログラム関連負担金は繰越事業である自治体情報システム標準化・共通化対応費用の追加の他は全て執行残でございます。49ページ、2目、交通安全推進費は執行残で10万4000円の減額、3目、文書広報費は、需用費等の執行残44万5000円の減額、4目、財産管理費も需用費委託料の執行残238万9000円の減額でございます。

50ページをお開き願います。5目、企画費は、52ページまで全て執行残281万7000円の減額でございます。

52ページをご覧ください。8目、ふるさとづくり事業費は、ふるさと振興基金への積立て1612万6000円の追加。53ページ、2項、徴税费、1目、税務総務費は、定額減税実施に伴う調整給付金の額確定などにより371万7000円の減額でございます。2目、賦課徴収費は、執行残73万円の減額。3項、1目、戸籍住民登録費は1144万6000円の追加で、55ページ下段のプログラム関連負担金は、繰越事業となります自治体情報システム標準化・共通化の対応費用の追加の他は全て執行残によるものでございます。

56ページをお開き願います。4項、選挙費、2目、衆議院議員選挙費は、財源内訳の変更。5項、統計調査費、4目、農林統計調査費は、農林業センサスの執行残13万5000円の減額。6項、1目、監査委員費は執行残13万2000円の減額でございます。

58ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会補助金及び物価高騰対策として実施した低所得世帯支援給付に係る減額分等の執行残で1614万8000円の減額でございます。59ページ、2目、老人福祉費は、介護に関する事業費427万1000円の減額で、61ページの上段になります後志広域連合経費、介護保険事務経費は、繰越事業となります自治体情報システムの標準化・共通化に係る後志広域連合負担金84万8000円の追加で、その他は全て執行残でございます。3目、老人福祉施設費は、執行残5万5000円の減額、4目、心身障害者特別対策費は、1298万9000円の減額で、63ページ、中段のプログラム関連負担金は、繰越事業となりますシステムの標準化・共通化

に係る改修費用の追加、そして下段、障害福祉サービス費等扶助1175万7000円の減額等によるものでございます。

64ページをお開きください。5目、国民年金事務費は執行残12万8000円の減額、65ページ、6目、後期高齢者医療費は、健診委託料など事業完了により51万7000円の減額。2項、児童福祉費、66ページ、1目、児童福祉総務費は2897万3000円の減額で、69ページの中段、18節、教育・保育給付費、低所得世帯支援給付金こども加算支援及び児童手当等の実績による減額でございます。69ページ、2目、乳幼児等医療費は、扶助費などの執行残40万8000円の減額、3目、母子福祉費も同じく扶助費などの執行残23万8000円の減額でございます。

70ページをお開き願います。4目、保育所費は、へき地保育所委託料の執行残11万円の減額、71ページ、5目、児童福祉施設費は、すこやか子育て支援センター経費の執行残590万4000円の減額でございます。

72ページをお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費につきましては222万6000円の追加で、自治体情報システム標準化・共通化対応に係る国保連合会などへのプログラム関連負担金の追加及び検診委託料の事業完了によるものでございます。73ページ、2目、老人保健推進費は、健診委託料など全て執行残102万9000円の減額。

74ページをお開き願います。3目、予防費は、新型コロナウイルス予防接種者の見込減などにより1219万6000円の減額でございます。75ページ、4目、環境衛生費は896万2000円の減額で、78ページまで、需用費及び各委託料等の執行残並びに北後志廃棄物処理広域連合負担金の額確定によるものでございます。

79ページをお開きください。6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費につきましては執行残で6万7000円の減額、2目、農業総務費も執行残57万円の減額、3目、農業振興費は鳥獣被害防止捕獲活動支援補助事業など、各種補助金の事業完了により115万8000円の減額でございます。

80ページをお開き願います。4目、農用地事業費は農業競争力強化基盤整備事業の執行残など349万7000円の減額、81ページ、5目、山村振興施設費は、山村開発センター関係費88万2000円の減額、7目、農用地再編開発事業費は、フルーツパークにき関係費6万1000円の減額。2項、林業費、1目、林業総務費は、豊かな森づくり推進事業などの執行残及び基金への積立額確定により167万4000円の減額でございます。

83ページをお開き願います。7款、1項、商工費、2目、商工振興費につきましては、85ページまで、1475万円の追加で、84ページの中段、ふるさと納税特産品贈呈業務委託料の増額及びワインツーリズムやイベントに係る補助金等の額確定によるものでございます。

86ページをお開き願います。8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費につきましては、ふれあい遊トピア公園及び果実とやすらぎの里公園の管理経費71万8000円の減額でございます。2目、土木機械管理費及び2項、道路橋りょう費、1目、道路橋りょう総務費はいずれも財源内訳の変更、87ページ、2目、道路維持費は、除雪対策経費の執行残1029万4000円の減額、4目、橋りょう維持費は、稲園橋外橋りょう補修工事の執行残109万3000円の減額でございます。

88ページをお開き願います。3項、河川費、1目、河川総務費は、河川維持管理委託料の額確定により414万円の減額。4項、住宅費、1目、住宅管理費は、町営住宅の管理経費79万3000円の減額でございます。

89ページ、9款、1項、消防費、2目、水防費につきましては、水防対策経費の執行残57万1000円の減額、3目、災害対策費は、地域防災緊急整備事業として繰り越して実施する段ボールベッドの購入費50万円の追加の他、執行残による減額でございます。

90ページをお開き願います。10款、教育費、1項、教育総務費、1目、教育委員会費につきましては、交際費 7 万 4000 円の減額、2 目、事務局費は、委員報酬などの執行残及び高等学校生徒通学費等補助金の額確定により 182 万 5000 円の減額。

92ページをお開き願います。2項、小学校費、1目、学校管理費は 427 万 5000 円の減額で、総合的な学習事業に係る報償をはじめ、95ページ上段まで全て執行残、95ページ、2目、教育振興費は、就学援助の扶助費 60 万円の減額。3項、中学校費、1目、学校管理費は 321 万 1000 円の減額で、会計年度任用職員の報酬をはじめ 98ページまで全て執行残でございます。

98ページをお開き願います。2目、教育振興費は、就学援助の扶助費 57 万円の減額、99ページ、4項、義務教育学校費、1目、学校建設費は、準備委員会未開催により 30 万円の減額。5項、社会教育費、1目、社会教育総務費は 56 万 3000 円の減額で、各報償費をはじめ、101ページ中段まで全て執行残でございます。

101ページをお開き願います。6項、保健体育費、1目、保健体育総務費はスポーツ推進委員報酬などの執行残で 9 万 8000 円の減額でございます。

102ページをお開き願います。2目、体育施設費は、プール修繕費の執行残 9 万円の減額、3目、学校給食費は、会計年度任用職員の報酬の他、需用費の執行残 218 万円の減額、103ページ、4目、スキー場管理費は、スキー場管理費及びスキー場改修工事費の確定により 414 万 3000 円の減額でございます。

105ページをお開き願います。12款、1項、公債費、1目、元金につきましては、財源内訳の変更、2目、利子は、執行残 108 万 4000 円の減額でございます。

106ページをお開き願います。13款、諸支出金、1項、基金費、1目、財政調整基金費につきましては、積立金 1 億 3341 万 1000 円の追加。

107ページ、14款、1項、1目、予備費につきましては、執行残 107 万 7000 円の減額でございます。

109ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で、承認第 1 号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。4 番・佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）予算書の 59 ページの物価高騰重点支援給付金で 1268 万円減額になっていますけれども、これは 2 回されているという記憶がありますけれども、一点が、これ低所得世帯の緊急支援給付と低所得世帯の支援給付金ということで、それぞれ 890 万円減額と、もう一点が 378 万円減額になっていますけれども、なぜこれ減額になったのかですね、実績等について説明をお願いいたします。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）只今の質問にお答えいたします。

まずですね、低所得世帯緊急支援給付金 890 万円の方につきましては、予算で計上していたものですね、150 世帯見込んでいたところ、実績が 61 世帯ありまして差し引き 89 世帯、89 世帯かける 10 万円で 890 万円の減額でございます。その下、低所得世帯支援給付金、低所得世帯支援 378 万円の方ですが、予算が 837 世帯を見込んでいたところ、支出が 667 世帯、そして繰り越しを除いた部分でですね、今回補正しているのが 126 世帯かける 3 万円で 378 万円の減額となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）4 番・佐藤議員。

○4 番（佐藤秀教）もう 1 回、その低所得者給付の 378 万円の方をもう 1 回説明をお願いします。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）低所得世帯支援給付金378万円の内訳でございますが、予算が837世帯、支出が667世帯で差し引きですと170世帯であります44世帯分はですね、令和7年度へ繰越明許しておりますので残りの126世帯分、126世帯かける3万円の378万円が今回補正で減額ということでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）ちょっと意味がわからないんですけどもね、いずれにしても890万円の方が、当初見込みが150世帯で、実際61世帯だということなんですけれども、この差というのは、これ为什么呢。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）150世帯と61世帯の見込みという部分でございますが、予算で見込んでいる段階ではですね、ちょっと確定していないものですので、これまでの実績等を踏まえてですね、見込みで150世帯ということで見込んでいたんですが、実際ですね、所得の状況ですとかそういうのを確認したところ支給対象が66世帯ということが確定いたしまして、66世帯のうち実際に支出があったのが61世帯ということでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）というのは、国からの指令が、あまりにも実際これ給付の事務をするのに、もう短期間のうちにやらなければならなかったということで、そこまで詳細に調べられなかったというのが、実態でしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）佐藤議員仰せのとおりですね、期間が短かった等の理由もございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）やっぱりそれは町の責任でもないしね、それであればね、やっぱりこれは何かの機会に国の方にね、やはりいくら緊急であっても実態とこれだけすぐわない数字が出てくるのであればね、何かの機会にでも町長の方からいろんな部分で提案していただきたいと思うんですが、それは可能でしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）こうした案件について、自治体としても国に対してと言いますか、それぞれの議員に対してもですね、いろんなお話をさせていただく場面がございますので、そういった場面でですね、こういった形の地域の実態と国の思いというのが、少し乖離している部分があるのではないかとということも含めてですね、こちらの方からもいろいろお話をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員

○4番（佐藤秀教）ぜひそのような方向で検討してほしいと思います。

これちょっと、もう町もちょっと大変ですよ、これであればね。少しそれを改善するような方向でぜひお願いしたいと思います。

次に、もう一点ですね。76ページのゴミステーションの設置事業、これは5万1000円減額になっていまして、けれども、去年の設置した実績をですね、ちょっと説明願いたいのですが。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）こちらにつきましては、昨年度はゼロ件ということで、昨年度はありません。ゼロ件ということで答弁させていただきます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それで、これまでの総体で何件ぐらいこれは設置されているんでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）これまでですね、町内でいきますと56か所ということで数字を押さえてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）意外と少なかったですね。もうちょっとあるのかなと思いました。それでこれ、うちの町内会は班ごとに設置しているんですけれども、これ班ごとでいくと町内会単位でいくと何班ぐらいにこれはなるのでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）ご質問の中身でありますけれども、設置するにあたってですね、管理会ですとか、班ということで申請いただいて、それぞれに管理者を設けるということで届出がありました。ですので、認識としましては1か所につき一班というような認識でありますんで、56班ということで答弁させていただければと思います。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）そうではなくて全体で、町内会総体で何班ぐらいになるんでしょうか。これ分かりますよね、回覧等の配布物がありますので、それをお聞きしているんですね。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）ちょっと持っている資料が少し古いんですけれども、令和5年の資料なんですけど144班です。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。

やはり、かなりこれでいけば3分の1ぐらいの設置数でしょうかね、それでこれから少しゴミを回収される業者さんに対しても、かなりこれはあるのとないのとでかなり違うと思うんですね。ですから積極的にこの辺は町の方からもPRしてほしいと思います。それで設置したことによる費用対効果って、どういうふうに考えていますか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）具体的なですね、数字は積み上げておりませんけれども、やはり議員の意見のとおりですね、戸別回収で個々に塵芥車を停めて回収するよりも、ある程度まとめてステーションに停車して積み込むということで時間の短縮でいきますと相当の効果ということで見込んでいるところでございます。時間管理、日報ではですね、何時から何時までということをしてますが、個別のステーションごとの時間管理はしておりませんので、その辺の積み上げがちょっとできていないという状況でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それで、どこもそうだと思うんですけども、ゴミステーションの管理、管理については各設置したところで、町内会の班なりで管理していると思うんですけども、その管理状況というのは町の方で適宜、調査等はされているのでしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）ご指摘のとおりですね、管理の状況でありますけれども、回収によって残されたゴミがあるというような通報を受けた場合ですね、出向いて確認というような作業をしております。定期的にですね、全箇所回ってというようなパトロール的なものは行ってないと、あくまでも管理団体の方にお任せをしているというところでございます。ただ、やはり相談の件数も相当になっておりますので、その辺についてはですね、細かく現地に行くなどして対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）こういう今の質問、質疑をしたその背景なんですけれども、これはうちの町内会に限ったことになるのか、その辺はちょっとわかりませんが、外国人研修生の方がどうも良くマナーがわかっていないのか、ちょっとその辺が今ちょっと問題になっているんですね、毎年。そんな状況というのは、他にも今そういう問題というのはどんな状況でしょうか。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）ご指摘のとおりであります。この転入の時期、農作業のピークを迎えるこの転入の時期にですね、やはり相談件数が増えてございます。議員の地区のみならずですね、全町的という認識でおりますが、対応としましてはですね、やはり受入れの支援機関ですとか、個々の受入れ先、農家さんであったり、施設であったりするんですけども、もちろん、ケア・支援をしていただいておりますし、住民課の窓口の方でもですね、マニュアル等を作って逐次丁寧に説明をするように努めていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）やはり回収される業者さんのことを考えると大変ですし、あるいは各町内会で設置しているところもありますのでね、その対応にかなり苦慮しているということもあるんですね。ですから、これ後は一般質問でいろいろさせてもらおうと思っていますけれども、それについて町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）この問題は先般の町内会長会議でもですね、同じようなご指摘をいただきまして、やはり先ほど所信表明の中でもお話しをさせていただきましたとおり、外国人がかなりの人数が町内で今定住されているということの一方で、そういった部分でいろんな課題も山積していると。その対処法として今外国人向けのですね、ゴミだけに限らず生活していく上でいろんな様々な課題にすぐに対応できるように今相談窓口というものを、人材を置いて今やろうとして4月から始めましたので、そういったゴミの問題も含めてですね、管理団体も常に常勤しているわけではないので、何かそういった相談事や困り事があったら役場の住民課の窓口に対応できるように、いろいろ周知してですね、農家の方や又は直接外国人の方にも出向いて、そういった形で町として対応していきたいというふうに思っていますので、今後、これから外国人に限らず様々な人が増えることによって、そういった言葉の問題でなかなかゴミの管理が難

しい部分もあるとともにですね、また人間そのもののモラルの問題もあってですね、たまに無断で入れていく人たちがたまにはいるという話も聞きますので、そういったことも含めて、今後の地域のゴミの在り方について、ゴミステーションのあり方について、これからも含めて町として考えなければいけない課題だなというふうに認識しておりますので、今後対策等を含めて、今後議会とも協議させていただきたいというふうに思っています。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和6年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』は、承認することに決定しました。

日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認について

令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第7、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第2号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和7年5月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和7年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）。令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ247万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億514万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和

7年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）承認第2号、令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和7年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額247万2000円を減額し、補正後の合計を2億514万5000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額247万2000円を減額し、補正後の合計を2億514万5000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、その他が170万9000円の減、一般財源が76万3000円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、1目、国民健康保険税につきましては、収入見込みにより562万1000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、督促手数料につきましては収入見込みにより1000円の減額、2目、証明手数料は、収入見込みにより4万4000円の追加でございます。

7ページ、4款、繰入金、1項、2目、一般会計繰入金につきましては2000円の減額。2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は494万9000円の追加でございます。

8ページをお開き願います。6款、諸収入、1項、延滞加算金及び過料、1目、延滞金につきましては額確定により8万7000円の減額。預金利子は収入なしにより1000円を減額し廃項。3項、1目、雑入は額確定により1000円の減額。4項、受託事業収入、1目、特定健康診査等受託料も額確定により175万2000円の減額でございます。

9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては全て執行残で4万7000円の減額でございます。

10ページをお開き願います。2項、徴税費、1目、賦課徴収費は財源内訳の変更、3項、1目、審議会費は執行残で3万4000円の減額でございます。

11ページ、2款、保健施設費、1項、1目、特定健康診査等事業費につきましては、委託料の執行残で175万円の減額でございます。

12ページの公債費につきましては、借入れなしにより10万円を減額し廃款としております。

13ページ、4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目、保険税還付金につきましては執行残44万円の減額、償還金は支出なしのため1000円を減額し廃目としております。

14ページをお開き願います。予備費につきましても、支出なしにより10万円を減額し、廃款としており

ます。

15ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で承認第2号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和6年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第8 承認第3号 専決処分事項の承認について

令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第8、承認第3号『専決処分事項の承認について・令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第3号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和7年5月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和7年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）。令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8336万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和7年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）承認第3号、令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和7年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額31万8000円を減額し、補正後の合計を8336万4000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額31万8000円を減額し、補正後の合計を8336万4000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、その他が1000円の減、一般財源が31万7000円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料につきましては、収入見込みにより6万3000円の減額、2目、普通徴収保険料も収入見込みにより6万3000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、督促手数料につきましては、収入見込みにより1000円の減額。

7ページ、3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、決算見込みにより15万8000円の減額でございます。

8ページをお開き願います。5款、諸収入、1項、延滞金、加算金及び過料の過料につきましては、収入なしにより1000円を減額し廃目、償還金及び還付加算金、預金利子並びに雑入につきましても収入なしにより、それぞれ、3万円、1000円、1000円を減額し廃項としております。

9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、執行残で30万円の減額。2項、1目、徴収費は財源内訳の変更でございます。

10ページをお開き願います。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、額確定により3万4000円の追加でございます。

11ページ、3款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金につきましては、額確定により2000円の減額でございます。

12ページをお開き願います。予備費につきましては5万円を減額し、廃款としております。

13ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で承認第3号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第3号『専決処分事項の承認について・令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第3号『専決処分事項の承認について・令和6年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第9 承認第4号 専決処分事項の承認について

仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第9、承認第4号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第4号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和7年5月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和7年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）。仁木町税条例（昭和29年仁木町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）承認第4号、仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）についてご説明申し上げます。

本条例は令和7年度税制改正より、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法

律（令和 7 年法律第 7 号）が本年 3 月 31 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、仁木町税条例におきましても改正する必要が生じたため、条例改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、町民税は 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族にかかる特定親族特別控除の創設、固定資産税は特定マンションに係る減額措置の特例規定の創設、軽自動車税は二輪車の車両区分の見直しに伴う税率区分の変更、その他、公示送達について、インターネットを用いる方法の定義に関する規定の改正に伴います改正でございます。

それでは改め文の朗読を省略し新旧対照表で説明をいたします。新旧対照表 1 ページをお開き願います。右側が改正前で左側が改正後となっております。

まず 1 ページ、第 18 条につきましては、こちらインターネットを用いる方法の定義を規定した地方税法施行規則の改正に伴います文言の整理でございます。第 18 条の 3 は、文言の整理を行ってございます。第 34 条の 2 は、2 ページの方をお開き願います。19 歳以上 23 歳未満の扶養親族に対し、新たに創設されました特定親族特別控除に関する規定の追加、第 36 条の 2 第 1 項につきましても特定親族特別控除に関する規定の追加でございます。

3 ページ、同条第 10 項につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の改正に伴う項ずれによる引用条文の改正です。第 36 条の 3 の 2 第 1 項につきましては、特定親族特別控除の創設に伴う文言の追加。

4 ページをお開き願います。第 36 条の 3 の 3 は、公的年金受給者が提出する扶養親族等申告書について、新たに創設されました特定親族に関する規定を整備したものでございます。

5 ページをお開き願います。第 63 条の 2 でございます。こちら番号法の改正に伴う項ずれによる引用条文の改正となっております。続きまして、第 82 条につきましては軽自動車税種別割の区分見直しに伴う税率区分の変更でございます。

6 ページをお開き願います。第 1 号ウとして、125cc 以下で最高出力が 4 馬力以下の二輪車の税率を 2000 円と定めるものでございます。第 89 条につきましては、法律改正に伴います項ずれの改正と、種別割の区分見直しに伴います減免申請書の記載事項に関する規定の整備となっております。

7 ページをお開き願います。第 90 条です。第 90 条はマイナ保険証の運用開始に伴います減免申請時の提示に関する規定の整備でございます。

8 ページをお開き願います。第 139 条の 3 及び第 149 条はともにマイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の改正に伴います項ずれの改正でございます。

9 ページをお開き願います。附則の第 10 条の 2 は地方税法改正に伴います引用条文の改正、第 10 条の 3 につきましては固定資産税の減額に関する規定で、所有者からの申告以外にマンション管理者からの提出など一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できるという規定の新設でございます。

10 ページになります。10 ページの旧条例の第 10 条の 4 及び 12 ページになりますが第 10 条の 5、こちらにつきましては、法律改正に合わせこの規定を削除するというものでございます。

14 ページをお開き願います。第 10 条の 4 は法律・政令改正に伴います条ずれなどを改正しまして、旧条例の第 10 条の 6 を二つ繰上げまして第 10 条の 4 とするものでございます。

15 ページをお開き願います。下段です。第 16 条の 2 につきましては、これまで重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式、換算方式とする特例規定の

追加でございます。

17ページからは、附則となっております。附則の第 1 条は施行期日に関する規定で、令和 7 年 4 月 1 日から施行するというものでございます。ただし、(1) から (3) までの規定につきましてはそれぞれ定める日から施行となります。第 1 号につきましては、第 34 条の 2、第 36 条の 2 第 1 項ただし書など町民税に関する規定は、令和 8 年 1 月 1 日、第 2 号附則の 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定、そして附則第 6 条のたばこ税に関する規定につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から。第 3 号です、(3) 第 18 条及び第 18 条の 3 の改正規定など公示送達に関する規定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）で公布されておりますが、こちらで定める施行の日から施行するというものでございます。附則の第 2 条です。18ページになります。こちら第 18 条の公示送達に関する規定について、地方税法の一部を改正する法律附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行前につきましては従前の規定を適用しますという旨の規定でございます。附則第 3 条は、町民税に関する経過措置を定めております。続きまして、附則の第 4 条及び附則の第 5 条こちらにつきましては、それぞれ固定資産税と軽自動車税に関する経過措置を定めておまして、令和 6 年度以前はそれまでの例による、改正前の条例の例による旨を定めております。附則第 6 条は、たばこ税に関する経過措置を定めているというものでございます。以上で、承認第 4 号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第 4 号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第 1 号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第 4 号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第 1 号）』は、承認することに決定しました。

日程第 10 承認第 5 号 専決処分事項の承認について

令和 7 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 1 号）

○議長（横関一雄）日程第 10、承認第 5 号『専決処分事項の承認について・令和 7 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 1 号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第 5 号、専決処分事項の承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第 3 項の規定により報告し議会の承認を求める。令和 7 年 5 月 29 日

提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和7年4月4日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億674万9000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和7年4月4日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）承認第5号、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましては、令和7年4月4日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。19款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額165万8000円を追加し、補正後の合計を50億674万9000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。6款、農林水産業費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額165万8000円を追加し、補正後の合計を50億674万9000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳は、一般財源が165万8000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため165万8000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、7目、農用地再編開発事業費につきましては、フルーツパークにきの水道ポンプ等給水設備の故障により修繕費165万8000円の追加でございます。以上で承認第5号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第5号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第5号『専決処分事項の承認について・令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第11 議案第1号

令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第11、議案第1号『令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号でございます。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）。令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ921万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1596万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和7年5月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第1号、令和7年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。本補正予算は、共済費負担率等の変更並びに令和7年4月及び6月の人事異動に伴うものでございます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。19款、繰入金を補正し、歳入合計額に補正額921万3000円を追加し、補正後の合計を50億1596万2000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から10款、教育費まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額921万3000円を追加し、補正後の合計を50億1596万2000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、一般財源が921万3000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため921万3000円を追加するものでございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、議会費につきましては、人事異動により給

料等116万3000円の追加でございます。

9 ページをお開き願います。2 款、総務費、1 項、総務管理費につきましては、人事異動及び退職手当負担金、共済費負担率の変更により600万5000円の減額でございます。

10ページをお開き願います。2 項、徴税費は人事異動により給料等114万3000円の減額、11ページ、3 項、戸籍住民登録費は共済費負担率の変更により 5 万6000円の追加、5 項、統計調査費は、会計年度任用職員の任用に伴う報酬等22万6000円の追加でございます。

13ページをお開き願います。3 款、民生費、1 項、社会福祉費、1 目、社会福祉総務費につきましては18万2000円の追加、2 目、老人福祉費は20万2000円の追加、いずれも共済費負担率の変更によるものでございます。5 目、国民年金事務費は、人事異動による職員人件費432万2000円の減額、14ページ、6 目、後期高齢者医療費は、人件費分繰出金10万6000円の追加。

15ページ、4 款、衛生費、1 項、保健衛生費につきましては602万7000円の追加で、人事異動に伴う職員人件費の増と人件費繰出金の追加でございます。

17ページをお開き願います。6 款、農林水産業費、1 項、農業費、1 目、農業委員会費につきましては、人事異動に伴い54万8000円の減額でございます。

18ページをお開き願います。2 目、農業総務費は、人事異動により282万2000円の追加。

19ページ、7 款、1 項、商工費につきましては、人事異動に伴う職員人件費等120万7000円の減額でございます。

20ページをお開き願います。8 款、土木費、1 項、土木管理費につきましては、人事異動及び共済費負担率の変更に伴い780万円の追加。21ページ、2 項、道路橋りょう費も人事異動に伴い51万9000円の追加、4 項、住宅費は、共済費負担率の変更により11万7000円の追加でございます。

23ページをお開き願います。9 款、1 項、消防費につきましては、会計年度任用職員任用に伴う職員手当32万9000円の追加でございます。

24ページをお開き願います。10款、教育費、1 項、教育総務費につきましては、退職手当負担金及び共済費負担率の変更により121万9000円の追加でございます。6 項、保健体育費は、人事異動及び共済費負担率の変更により167万円の追加でございます。

27ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で議案第 1 号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第 1 号『令和 7 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 1 号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第 1 号『令和 7 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 1 号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 2 号

令和 7 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（横関一雄）日程第 12、議案第 2 号『令和 7 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第 2 号、令和 7 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）。令和 7 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17 万 2000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8684 万 9000 円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。令和 7 年 5 月 29 日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第 2 号、令和 7 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4 款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額 17 万 2000 円を追加し、補正後の合計を 1 億 8684 万 9000 円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額 17 万 2000 円を追加し、補正後の合計を 1 億 8684 万 9000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1 款、国民健康保険税から 6 款、諸収入まで全ての科目を載せたものでございます。

4 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費から 6 款、予備費まで全ての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳は、一般財源が 17 万 2000 円の増となっております。

5 ページをお開き願います。歳入でございます。4 款、繰入金、1 項、2 目、一般会計繰入金につきましては、職員の人件費分繰入金 17 万 2000 円の追加でございます。

7 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費につきましては、共済費負担率の変更により 17 万 2000 円の追加でございます。

9 ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で議案第 2 号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第3号

令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第13、議案第3号『令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号、令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8438万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和7年5月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見財政課長。

○財政課長（新見 信）議案第3号、令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額10万6000円を追加し、補正後の合計を8438万2000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額10万6000円を追加し、補正後の合計を8438万2000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まで全ての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで全ての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、一般財源が10万6000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰

入金につきましては、人件費分繰入10万6000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、退職手当組合負担金及び共済費負担率の変更により10万6000円の追加でございます。

9ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第4号

令和7年度町道仁小中線改良工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第4号『令和7年度町道仁小中線改良工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号、令和7年度町道仁小中線改良工事請負契約の締結について。令和7年度町道仁小中線改良工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求める。令和7年5月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記
といたしまして、1. 契約の相手方、余市郡余市町大川町15丁目6番地1、和田建設工業株式会社 代表取締役社長 和田哲也。2. 契約金額、5170万円そのうち、消費税及び地方消費税分が470万円となっております。3. 工期は令和7年6月5日から令和7年12月10日までであります。

詳細につきましては渡辺建設課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）議案第4号、令和7年度町道仁小中線改良工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

町の条例により工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に

付さなければならず、本工事の予定価格は5275万6000円でありましたので、今臨時会に上程してございます。

お手元の入札結果一覧表1ページをお開き願います。指名業者につきましては、単体業者5者を指名し、5月23日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして和田建設工業株式会社が落札しております。落札金額につきましては4700万円でありまして、この金額は入札書比較価格4796万円に対し98%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては5170万円で、予定工期につきましては令和7年6月5日から令和7年12月10日でございます。

続きまして、2ページをお開き願います。主な工事内容につきましては、北町3丁目地内の町道仁小中線の両側に路側帯及び側溝を設置し、道路延長186.21m、造成幅員を7mとした道路土工、のり面工、排水構造土工及び舗装工、縁石工、区画線工、道路附属施設工などの改良工事を行うものでございます。以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『令和7年度町道仁小中線改良工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『令和7年度町道仁小中線改良工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第5号

令和7年度普通河川マカナイ川護岸工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第5号『令和7年度普通河川マカナイ川護岸工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第5号、令和7年度普通河川マカナイ川護岸工事請負契約の締結について。令和7年度普通河川マカナイ川護岸工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求める。令和7年5月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、1. 契約の相手方、小樽市張碓町226番地、株式会社小田組 代表取締役 齊藤克弘、2. 契約金額、7315万円でありまして、うち消費税及び地方消費税分が665万円となっております。3. 工期は令和7年6月5日から令和8年1月30日までとなっております。

詳細につきましては、渡辺建設課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺建設課長。

○建設課長（渡辺 優）議案第5号、令和7年度普通河川マカナイ川護岸工事請負契約の締結について、
ご説明申し上げます。

町の条例により工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に
付さなければならず、本工事の予定価格は7438万2000円でありましたので、今臨時会に上程してございま
す。

お手元の入札結果一覧表3ページをお開き願います。指名業者につきましては、単体業者5者を指名し、
5月23日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、株式会社
小田組が落札しております。落札金額につきましては6650万円でありまして、この金額は入札書比較価格
6762万円に対し98.3%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては7315万円で、
予定工期につきましては令和7年6月5日から令和8年1月30日でございます。

続きまして、4ページをお開き願います。主な工事内容につきましては、銀山2丁目地内の普通河川マ
カナイ川の令和7年度施工予定範囲に、掘削工、盛土工、大型積ブロックによる護岸工事、基礎コンクリ
ート、胴込コンクリート、天端コンクリート及び河床にふとんかごなどを設置する工事でございます。以
上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『令和7年度普通河川マカナイ川護岸工事請負契約の締結について』を採決しま
す。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『令和7年度普通河川マカナイ川護岸工事請負契約の締結について』は、原案
のとおり可決されました。

日程第16 議案第6号

令和7年度仁木町小中学校冷房設備設置工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第6号『令和7年度仁木町小中学校冷房設備設置工事請負契約の締結
について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第6号、令和7年度仁木町小中学校冷房設備設置工事請負契約の締結について。令和7年度仁木町小中学校冷房設備設置工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により議会の議決を求める。令和7年5月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、1. 契約の相手方、余市郡余市町港町197番地3、株式会社堀川管工設備工業 代表取締役 堀川 一、2. 契約金額、7689万円そのうち消費税及び地方消費税分が699万円となっております。3. 工期は令和7年6月5日から令和8年3月16日までであります。

詳細につきましては、和田教育次長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）議案第6号、令和7年度仁木町小中学校冷房設備設置工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

町の条例によりまして工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は8593万2000円でありましたので、今臨時会に上程しております。

お手元の議案第6号入札結果一覧表の1ページをお開き願います。指名業者につきましては、5者を指名いたしまして5月23日に入札を行いました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、株式会社堀川管工設備工業が落札しております。落札金額につきましては6990万円でありまして、この金額は入札書比較価格7812万円に対し89.5%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては7689万円で、予定工期につきましては令和7年6月5日から令和8年3月16日まででございます。

続きまして、2ページをお開き願います。主な工事内容につきましては、仁木小学校及び仁木中学校の教室に冷房設備を設置する工事でありまして、グレーに塗られている箇所が設置する教室でございます。仁木小学校は普通教室や職員数など13教室、仁木中学校は普通教室や職員室など10教室に冷房設備の設置を行います。また、設備に係る電気工事も実施いたします。以上で議案第6号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）このエアコンの工事の部分で、どのようなエアコンを付けるのか、説明をお願いします。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）エアコンの内容につきましては一般的な部分でありまして、一般家庭で付けているようなルームエアコンを各教室に設置することで考えております。

○議長（横関一雄）8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）そうすると、一般家庭で付けるようなエアコンの30畳を冷やすだとか、20畳を冷やすとかという、そういうエアコンですか。ということは、全部で23教室に付けるということですよ。それを税込みで7689万円、単純計算で割ると、1基の値段がいくらになりますか。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）まず最初に、家庭用のルームエアコンなんですけれども、教室の面積に合わせて

畳数だとか、室外機の大きさも設計しておりますので、問題はないというふうに考えております。

あと1台当たりにつきましてはですね、税込み価格7689万円のうち23台を設置することとなっておりますので、1台当たりの平均でいうと334万3000円となりまして、ただそれにつきましては、仁木小学校について、電気設備のキュービクルの増設がありますので、その分でかなりの単価が上がってくるものと考えております。以上です。

○議長（横関一雄）8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）電気増設の部分を別にかかった部分では結構な金額がかかると思うんですね。ただ、家庭用の部分で付けるエアコンというのは最近付けている方もいると思うんですけども、基本的には通常の部分で言えば、20畳クラスのやつで48万円とか50万円ぐらいで付いているんですね、そうやって考えると電気工事がかなり高いのかなと思うんだけど、そんなにするのかと、一応付けることはすぐくばらしいことなんでしょうけども、概算的に考えたら何か異常な高さだなと思うんですね。もう入札してしまったので、これはもうそのままでいっちゃうんだろうけれども、だけど何かこう値段的にはしっくりいかないような、高過ぎるような気がするんですね。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）確かにですね、23台で7000万円という金額なので、一般的には高いのかなというふうに考えられますが、先ほど言ったとおり電気工事にかなりの金額がかかっております。というのはですね、今の電気の供給量だと電源が入らないという状況になってきますんで、その分で電気工事が多額にかかってくるということと、あと今回ですね、銀山小学校、銀山中学校にもエアコンの導入を行ったんですが、やはりそこではですね、電気工事をおこなわないで、コンセントに差し込むような家庭用エアコンを付けたんですが、それだとやはりかなり安いんですね。だから、今回の上がった要因というのは、主に電気工事のキュービクルの設置にかかる部分が大きく金額としてかかってきているという状況でございます。

○議長（横関一雄）和田教育次長。

○教育次長（和田秀文）電気の直接工事費の設計額につきましては、仁木小学校で1772万円という金額になっておりますので、ほぼこの金額が物の値段よりも高いものとなっております。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『令和7年度仁木町小中学校冷房設備設置工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『令和7年度仁木町小中学校冷房設備設置工事請負契約の締結について』は、

原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時03分

再 開 午後 2時04分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和7年第2回仁木町議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の慎重なるご審議のもと、ご可決を賜り衷心より御礼を申し上げます。

さて、世間では、米問題が大きく取上げられており、農水大臣が失言により更迭され、新たな大臣が就任するなど、米を取り巻く環境は依然として厳しい状況下にあります。過去を振り返りますと、米の過剰生産による価格下落を防ぐための施策として1970年代から減反政策、いわゆる生産調整が行われ、2018年にはこの政策も廃止されましたが、実際には米の作付けを抑制するための補助金は依然として存在しており、水田活用の直接支払い交付金により水田を有効活用する制度があります。年々人口減少や米離れなどが原因で主食用米の需要量が減少し、2020年以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受け外食需要が激減したことによって、更に需要量が減少しましたが、コロナ禍後の人流やインバウンドの回復による外食産業の需要増加などを受けて需要量は2010年以降で初めて増加するなど、米生産者は、自然相手だけではなく混沌とする時代の中で様々な社会経済情勢による影響や世界情勢のあおりを受けております。我々はこれを契機に、日本の食について再度見つめ直す時期に来ているものと受け止め、日本の食料安全保障を守り強化させていくことを考えていくことは必要性があります。日本の食料自給率が諸外国に比べて極端に低い状況であるという認識を改め、地域の生産者を守り食の未来を明るくするために今後何をすべきか国民一人ひとりが考えていかなければならない問題であります。

更には農業分野に限らず、人手不足が顕著となり始めております。福祉や他の分野におきましても、人材の確保が急務となっており、先日の日経新聞には、仁木町の地域経済を外国人で支えられている実態について連載していただきましたが、地域の産業を守る仕組みづくりをしていかなければ、日本の食を守ることはできません。それらのことを踏まえ、所信表明の中でも触れましたが、今後は「ニキノチカラ」という言葉を全面的に掲げ、この思いを町民の皆さまと共有し、大きな力に変え、仁木町の力を最大限に発揮してまいる所存であります。

最後になりますが、来月には定例会も控えており、今後におきましても、議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、本臨時会閉会に当たってのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年第2回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 2 時 0 8 分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 7 年第 2 回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 令和 7 年 5 月 2 9 日～5 月 2 9 日（1 日間）

（ 開会 ～ 午前 1 0 時 3 0 分 ／ 閉会 ～ 午後 2 時 0 8 分 ）

議 案 番 号	議 件 名	議決年月日	議決結果
承 認 第 1 号	専決処分事項の承認について 令和 6 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 2 号）	R 7 . 5 .29	承認可決
承 認 第 2 号	専決処分事項の承認について 令和 6 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第 1 号）	R 7 . 5 .29	承認可決
承 認 第 3 号	専決処分事項の承認について 令和 6 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第 1 号）	R 7 . 5 .29	承認可決
承 認 第 4 号	専決処分事項の承認について 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第 1 号）	R 7 . 5 .29	承認可決
承 認 第 5 号	専決処分事項の承認について 令和 7 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第 1 号）	R 7 . 5 .29	承認可決
議 案 第 1 号	令和 7 年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第 1 号）	R 7 . 5 .29	原案可決
議 案 第 2 号	令和 7 年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	R 7 . 5 .29	原案可決
議 案 第 3 号	令和 7 年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	R 7 . 5 .29	原案可決
議 案 第 4 号	令和 7 年度町道仁小中線改良工事請負契約の締結について	R 7 . 5 .29	原案可決
議 案 第 5 号	令和 7 年度普通河川マカナイ川護岸工事請負契約の締結について	R 7 . 5 .29	原案可決
議 案 第 6 号	令和 7 年度仁木小中学校冷房設備設置工事請負契約の締結について	R 7 . 5 .29	原案可決